

第5節 看護

第1 教科の基本的事項

1 改訂のねらい

(1) 改善の基本的事項

近年、医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療の高度化、患者の高齢化・重症化等により変化しており、国民の医療に対する意識は、安全・安心で質の高い医療サービスを求めるという方向へ転換してきている。こうした中、厚生労働省の「看護基礎教育の充実等に関する検討会」報告（平成19年4月）において、看護職には専門性の高い看護判断能力、安全で確実な看護技術の提供や豊かな人間性などが求められ、これらの能力や資質を身に付けた人材育成のための教育内容が示された。平成20年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正が行われ、時代に即した看護師教育の実現に向けて、新カリキュラムが平成21年4月からスタートした。教科「看護」の改訂に当たっては、このような課題に適切に対応するため、フィジカルアセスメントなどの看護判断能力、安全で確実な看護技術の育成への対応や豊かな人間性を身に付けた人材育成の観点から、科目の新設、関連科目の整理・再構成、内容の見直しが図られた。

(2) 改善の具体的な事項

ア 将来のスペシャリストの育成に必要な専門性を身に付けるための基礎・基本を一層重視し、体験的学習を通して実践力を育成する。さらに、看護師国家試験受験資格の取得を目指し、目的意識をもって意欲的に取り組む学習を通して、知識や技術の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、協調性、学ぶ意欲等を育成する。

イ 将來の地域医療を担う人材育成の観点から、地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域医療や地域社会の理解と貢献への意識を深めさせる。

ウ 人間性豊かな職業人の育成の観点から、人と接し命を守り育てるという看護教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養う。また、長期間の看護臨地実習を通して、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視する。

2 専門教科「看護」の目標及び科目の編成

(1) 専門教科「看護」の目標

看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

この目標は、従前と同様であり、内容は次の三つの事項から構成している。

ア 看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること

高等学校の看護教育においては、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。医学や看護学などの進展に伴う医療・看護技術の高度化に対応しつつ、安全で確実な看護を提供するためには、高等学校において、基礎的・基本的な知識・技術を身に付けさせるとともに、それを基に生涯にわたって学び続けていく態度を育成することが重要であることを示している。

イ 看護の本質と社会的な意義を理解させること

看護教育においては、知識・技術の習得にとどまらず、看護の本質と社会的な意義を理解し、看護に従事する者として必要な意識の高揚を図るとともに看護職者としての自覚と責任をもって行動する態度を育成することが必要である。

ウ 国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てること

「国民の健康の保持増進に寄与する」ことは、保健・医療・看護に従事する者に共通した役割である。ここでは、その役割を果たすために、看護に従事する者として必要な能力と態度を育てることとしている。

(2) 科目の編成

今回の改訂において、看護科の科目については、医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・豊かな人間性を身に付けた人材育成の観点から、科目の新設、関連科目の整理・再構成を行い、改訂前の6科目から13科目に増やしている。

ア 科目の新設

看護科の各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識・技術を統合する内容として「看護の統合と実践」を新設した。

イ 科目の再構成

看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「看護基礎医学」の内容を

以下のように整理分類し再構成した。

「人体と看護」…人体の構造と機能、栄養、感染と免疫

「疾病と看護」…疾病の成り立ちと回復の過程、薬物と薬理

「生活と看護」…精神保健、生活と健康、社会保障制度と福祉

また、高齢化の進展等に伴い、老年看護学の教育内容を充実するとともに、対象の様々な状況に対応するため、「成人・老人看護」の教育内容を「成人看護」「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」の4領域に整理し、それぞれを科目として再構成した。

さらに、母性看護学及び小児看護学の専門性に応じて、「母子看護」の教育内容を「母性看護」及び「小児看護」の2領域に整理し、それぞれ科目として再構成した。

ウ 科目の名称変更

臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容を充実するため、「看護臨床実習」を「看護臨地実習」に変更した。

また、看護・医療の分野における情報活用を踏まえ情報活用能力を育成・充実するため、「看護情報処理」を「看護情報活用」に変更した。

以下は、5年一貫教育における専攻科までを含む単位数である。

科目	標準単位数	専攻科での対応する科目名
基礎看護	11～12	基礎看護方法Ⅰ・Ⅱ
人体と看護	9～11	解剖生理学、生化学、栄養学、微生物学
疾病と看護	9～11	病理学、病態学Ⅰ・Ⅱ、薬理学
生活と看護	7～9	精神保健、公衆衛生学、医療総論、社会福祉、ヘルスプロ
成人看護	6～8	成人保健、成人臨床看護Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
老年看護	4～6	老年保健、老年臨床看護Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
精神看護	4～6	精神看護概論、精神保健、精神臨床看護Ⅰ・Ⅱ
在宅看護	4～6	在宅看護概論、在宅看護技術Ⅰ・Ⅱ、在宅看護方法
母性看護	4～6	母性保健、母性臨床看護
小児看護	4～6	小児保健、小児看護方法、小児臨床看護
看護の統合と実践	6～8	技術の統合Ⅰ・Ⅱ、医療安全・看護管理、災害看護と国際協力、看護研究、看護方法
看護臨地実習	26～28	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学在宅看護論、看護の統合と実践
看護情報活用	2～4	統計学

3 指導計画の作成

各学校において、創意工夫し、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。また、基礎的な知識及び安全で確実な看護技術を習得させるとともに、これらを活用し課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を身に付けることに配慮すること。さらに、看護倫理、コミュニケーション能力、豊かな人間性が求められていることを踏まえて、各学年でこのような資質・態度が育成できる指導計画の作成に配慮すること。

第2 各科目の概要

1 「基礎看護」

看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割を理解させ、日常生活の援助及び診療における看護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、看護の意義と保健・医療・福祉における看護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行うための基礎的な能力を養い、人間尊重の精神と職業倫理に根ざして、常によりよい看護を目指して自ら向上しようとする積極的な態度を育てることにある。

この科目の内容は、(1)看護の意義と役割、(2)日常生活と看護、(3)診療と看護、(4)看護活動の展開の4項目から構成されており、11～12単位程度履修されることを想定している。

この科目では、「(2)日常生活と看護」の内容に「安全と医療事故」、「(3)診療と看護」の内容に「フィジカルアセスメント」及び「災害看護」が加わった。

この科目的指導に当たっては次のことに留意する。
ア 看護の専門職者としての精神的基盤である看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成し、自ら判断し行動できる力を育てるように工夫する。

イ 内容の(2)及び(3)については、科学的な知識の裏付けによる援助の必要性の理解とその方法を、講義と実習の一体化した指導を通して体験的に習得させるとともに、様々な場面において、最も的確な援助方法を自ら考え、創意工夫をして安全・安楽を図りながら看護を実施できる力を育てるよう指導する。

また、「(3)診療と看護」の内容「フィジカルアセスメント」についてはシミュレータ等を用いて、技術の習得・定着が図れるように工夫する。

(1) 看護の意義と役割

- ア 看護の対象の理解
- イ 看護の意義
- ウ 看護活動の分野
- エ 看護職とその倫理

ここでは、健康の概念を基盤とし、人間の基本的欲求、成長・発達の過程等についての学習を通して、よりよい看護を行うためには人間を総合的に理解することが重要であることを認識させる。その上で、看護の意義と保健・医療・福祉における役割についてロールプレいやグループワークを通して理解させ、看護観・職業観及び倫理観について考える姿勢を養うとともに、専門職者として、研究を行う姿勢を養う。看護研究・看護管理・国際協力については、「看護の統合と実践」で扱う。

(2) 日常生活と看護

- ア 日常生活の理解
- イ 食生活の援助
- ウ 排泄の援助
- エ 活動・運動の援助
- オ 睡眠と休息の援助
- カ 身体の清潔の援助
- キ 衣生活の援助
- ク 学習、生産的な活動、レクリエーションの援助
- ケ 病床環境の調整
- コ 安全と医療事故

ここでは、日常生活が人の健康や成長・発達に大きくかかわりをもつことについて理解させる。また、患者の状態に応じて、安全・安楽を考慮した日常生活の援助を行うための基礎的な知識と技術を習得させる。

「コ 安全と医療事故」については「看護の統合と実践」で扱う。

(3) 診療と看護

- ア フィジカルアセスメント
- イ 診察・検査と看護
- ウ 与薬
- エ 罫法・保温
- オ 褥瘡の予防と手当て
- カ 無菌法と院内感染の予防
- キ 救急処置
- ク 災害看護

ここでは、診療の概要と診療による患者の心身への影響について理解するとともに、対象のアセスメントに必要な看護技術を身に付ける。「災害看護」の実習については「看護の統合と実践」で扱う。

(4) 看護活動の展開

- ア 患者との人間関係
- イ 疾病・障害の状態と看護
- ウ 看護の展開
- エ 看護活動の場における組織

ここでは、看護者と患者との人間関係の在り方を学習させた上で、疾病・障害の状態に応じた看護の概要及び適切な看護を行うための思考力を事例を用いて養う。また、看護活動の場における組織とその運営及び医療関係職種間の連携の在り方を学習させる。指導に当たっては、事例を用いるなど具体的に理解させ、看護に関する興味・関心を高めさせるよう配慮する。

2 「人体と看護」

看護を実践するために必要な人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

この科目的目標は、看護を行うために必要な人体の構造と機能、栄養、感染と免疫に関する基礎的な知識を習得させるとともに、生活行動やライフステージ及び環境と関連させることにより、看護の対象者の理解を深め、的確な判断力や看護の実践に必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目の内容は、(1)人体の構造と機能、(2)栄養、(3)感染と免疫の3項目から構成されており、9~11単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力の基礎となり、臨床で活用が可能となるように、必要に応じて実験・実習を行ったり、模型・標本や各種メディア教材を活用するなどして具体的に指導する。

イ 指導に当たっては、適切な看護判断を行うためのフィジカルアセスメントや病態を正しく理解させるため、解剖学、生理学、生化学、栄養学、微生物学の各分野における基礎的な内容を扱い、それらが健康にどのような影響を与えているのかについて理解させる。また、「疾病と看護」、「生活と看護」と関連させ、看護の対象者を、健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、人体の機能と生活行動を関連させて理解させる。さらに、誕生から死までのライフステージや自然・社会・文化・生活環境との相互作用等の観点から理解させ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めることができるよう工夫する。

ウ 高等学校では人体に関する基礎的な内容を定着さ

せ、「生活と看護」、「疾病と看護」などの科目と関連付けて考えることができるよう工夫する。また専攻科ではより専門性を高めるため、解剖学実習などにより身に付けた知識の理解を深められるよう工夫する。

(1) 人体の構造と機能

- ア 人体とその構成
- イ 器官系の構成と働き
- ウ 生体の恒常性とその維持
- エ 人体の機能と生活行動

ここでは、人体の構造と機能を人間の生活行動と関連させて扱うことにより、人体の構造及び機能の調節のメカニズムなど、人体の仕組みについて統合的に理解させ、他の科目的学習において、健康状態等をアセスメントできる基礎的な能力となるよう指導する。高等学校においては、生活行動を想起させることや各種メディア教材を用いることで、人体の構造と機能に関心をもち、積極的に授業に取り組めるよう指導する。専攻科においては、高等学校での学習を基にして、より専門的な内容を取り扱い、人体の構造と機能を、各疾患の病態と関連して理解できるようにするとともに、各機能の正常・異常が理解できるよう指導する。

(2) 栄養

- ア 栄養素と食品
- イ 栄養と生命維持
- ウ ライフステージと栄養
- エ 病態と栄養

ここでは、人間が生命を維持し、健康を保つために欠くことのできない栄養について、高等学校で栄養と代謝、食事療法の基礎的な内容について理解させる。専攻科では、人間の成長・発達における栄養の意義及び食習慣が疾病に及ぼす影響について考えさせる。また、疾病と栄養状態との関連、食事指導方法など、臨床で必要となる実践的な学習を行う。

(3) 感染と免疫

- ア 病原微生物の種類と特徴
- イ 感染と人体の防御機構
- ウ 減菌と消毒
- エ 病原微生物の検査

ここでは、病原微生物の種類と特徴や、感染の成立要件、減菌・消毒の方法について理解させる。高等学校では、医療現場での実際や自分たちの身近な感染症に対する予防法などを例に挙げ、病原微生物と人及び生活環境との関係を具体的に理解させる。専攻科では、これらの知識を感染症に対する対応や感染予防、感染

患者の看護の実際へと応用・発展させていく。

3 「疾病と看護」

看護を実践するために必要な疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

この科目の目標は、病理、薬物に関する基礎的な知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解されることにより、看護の対象者の理解を深め、的確な判断力や看護の実践に必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目の内容は、(1)疾病の成り立ちと回復の過程、(2)薬物と薬理の2項目から構成されており、9~11単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を育て、臨床での活用ができるよう、必要に応じて実験・実習を行ったり、模型・標本、各種メディア教材を活用するなどして具体的に指導する。

イ 指導に当たっては、人体の構造と機能の理解を基礎に、「人体と看護」、「生活と看護」と関連させ、看護の対象者を健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めることができるよう工夫する。

ウ 内容の(1)の「イ 回復の過程」、「ウ 疾病と検査」、「エ 系統別看護」、(2)の「エ 薬物治療」については、専攻科において扱い、高等学校では扱わない。

(1) 疾病の成り立ちと回復の過程

- ア 疾病の成り立ち
- イ 回復の過程
- ウ 疾病と検査
- エ 系統別疾患

ここでは、人体の正常な構造と機能に関する理解を基礎として、疾病による組織や細胞の形態的及び機能的变化について理解させる。さらに、疾病からの回復の過程における人体の変化についての学習を通して、疾病の成り立ちから回復に至る一連の過程の概要を理解させるとともに、臨床検査の意義、目的、種類、患者に及ぼす影響、系統別疾患の病態や治療法等について、科学的な根拠に基づいた看護を実践するための基礎的な能力を育成する。

(2) 薬物と薬理

- ア 薬物の作用
- イ 薬物と生体の反応
- ウ 薬物の管理
- エ 薬物治療

ここでは、薬物の分類・法的規制や薬物の生体内での動態及び薬物が生体の機能に及ぼす影響について理解させるとともに、看護に必要な薬物の適用・管理について、習得した知識を基に臨床で活用するための基礎的な能力を育成する。

4 「生活と看護」

看護を実践するために必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

この科目的目標は、看護を行うために必要な心の働きと健康、生活と健康、社会保障制度と福祉に関する基礎的な知識を習得させ、人間を身体的のみならず、精神的及び社会的に統合された存在として理解することにより、看護の対象者の理解を深め、社会保障制度や保健医療福祉に関する法規などに従って的確に判断し、社会資源などを活用していくために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目的内容は、(1) 精神保健、(2) 生活と健康、(3) 社会保障制度と福祉の3項目から構成されており、7～9単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 心の働きとその発達の過程及び心の健康の概念について、精神発達や性の発達の観点から理解させる。また、心の健康に関する観察力、判断力及び制度や法規などの社会資源を臨床場面で活用する基礎的能力を育てる。必要に応じて実習・演習を行うとともに、模型・図表や各種メディア教材等を利用するなどして生活者としての視点や考え方を身に付けられるように配慮する。

イ 指導に当たっては、人体の構造と機能の理解を基礎に、「人体と看護」、「疾病と看護」と関連させ看護の対象者を健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めることができるようになるとともに、学習段階に応じた学習課題を課して、知識の統合を図るように工夫する。

(1) 精神保健

- ア 心の働きと発達
- イ 心の健康
- ウ ストレスとその対処
- エ 精神保健活動

ここでは、心の働きとその発達の過程及び心の健康の概念について、精神発達や性の発達の観点から理解させるとともに、精神保健の意義について理解を深めさせることにより、人間の心理の理解や、ストレスとその対応など、心の健康を保持増進させるための基礎的な能力を育成する。グループ学習やグループワーク・発表を通して、心の健康を保持・増進するための援助の必要性を理解させる。また、生徒の発達段階を考慮し、成長途上にある自己の精神状態を客観的にとらえられるよう、身近な例を工夫する。内容の「ウ ストレスとその対処」については、専攻科の「人間関係論・心理学」とあわせて扱い、内容の「エ 精神保健活動」については、専攻科で扱い、高等学校では扱わない。

(2) 生活と健康

- ア 生活環境と健康
- イ 人々の生活と健康
- ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生

ここでは、人間を取り巻く環境要因と健康とのかかわりを取り上げ、健康を保持増進させるためには、生活環境を適正に保つことが重要であることを理解させるとともに、個人及び集団の健康水準に影響を及ぼす要因について理解させる。また、ライフサイクルの変化による健康生活への課題と社会への影響を考えさせ看護とヘルスプロモーション及び公衆衛生との関係や個人や集団の健康を高めるために専門性を生かす態度を育てる。内容の「ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生」については、専攻科での「ヘルスプロモーション」及び「公衆衛生」でそれぞれ扱う。

(3) 社会保障制度と福祉

- ア 社会保障と社会福祉
- イ 保健医療福祉制度
- ウ 保健医療福祉関係法規

ここでは、我が国の社会保障及び社会福祉制度の概要、保健と医療及び福祉の連携について理解させるとともに、保健医療福祉制度について法規や施策と関連付けて理解させ、社会資源を有効に活用して援助できる基礎的な能力を育てる。高等学校では、関連法規の概要を理解させ、専攻科では、看護及び看護活動と関連の深い法規、保健医療福祉に関する基本的な施策や制度について理解させる。

5 「成人看護」

成人の心身、生活、保健及び疾病について理解させ、成人の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、成人の身体的・精神的・社会的特徴、生活、保健及び疾病についての理解に基づき、その看護に関する知識と技術を習得させるとともに、看護を行うための基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目的内容は、(1) 成人の生活・健康の特徴と看護、(2) 機能障害と看護の2項目から構成しており、6～8単位程度履修されることを想定している。

この科目的指導に当たっては次のことに留意する。

ア 内容の「(2) 機能障害と看護」については、健康障害をもつ成人をとらえる様々な視点を把握するために、「機能障害」の視点から患者の看護のニーズを見いだし、看護の実際を理解させる。それぞれの項目ごとに、「人体と看護」、「疾病と看護」及び「生活と看護」の理解を基盤とし、さらに「基礎看護」との関連について配慮して指導する。また、「カ 感覚機能障害と看護」では、他動的関節可動域訓練などの実習を行い、臨床実践能力の向上を図り、成人の身体的・精神的・社会的特徴に応じた援助方法を習得させる。

イ 指導に当たっては、臨地実習の場面を想起し、事例を用いて機能障害をもつ人を具体的に把握させることで、成人看護の対象となる人々への関心を高めさせる。

ウ 専攻科では、高等学校での基礎的な知識を踏まえ、成人看護の専門知識を積み重ねていけるよう指導する。

(1) 成人の生活・健康の特徴と看護

- ア 生活と健康の特徴
- イ 健康問題の特徴
- ウ 成人期の疾患の特徴
- エ 成人看護の特徴

ここでは、成人各期の成長・発達課題を考慮し、身体的・精神的・社会的特徴、生活の特徴、健康問題などについて理解させるとともに、それら成人の特性に基づいた看護の基本的な考え方や援助方法について理解させる。

(2) 機能障害と看護

- ア 循環機能障害と看護
- イ 呼吸機能障害と看護
- ウ 栄養摂取・代謝障害と看護
- エ 内部環境調節障害と看護
- オ 生体防御機能障害と看護
- カ 感覚機能障害と看護
- キ 認知機能・コミュニケーション障害と看護
- ク 運動機能障害と看護
- ケ 排泄機能障害と看護
- コ 性機能障害と看護

ここでは、看護の対象を、疾病や障害そのものではなく、疾病等により身体の様々な機能障害を有した生活者として、身体的・精神的・社会的に統合的にとらえ機能障害のある生活者の健康の保持増進、回復へ向けた看護の展開について理解させるとともに、身体のそれぞれの機能の役割、日常生活の制限や治療にかかる看護に必要な基礎的な知識と技術を習得させる。また、成人の身体的・精神的・社会的特徴などを理解した上で、患者の健康レベルに応じた看護を実践する基礎的能力を養うため、必要に応じて実習を行うなど基本的な看護方法を習得させる。

6 「老年看護」

高齢者の加齢、生活、保健及び疾病について理解させ、高齢者の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、高齢者の加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴、生活、健康及び疾病についての理解に基づき、その看護に関する知識と技術を習得させるとともに、看護を行うための基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目的内容は、(1) 老年期の生活と健康、(2) 高齢者の保健医療福祉の動向、(3) 高齢者の日常生活の障害と看護、(4) 高齢者の代表的な障害と看護の4項目から構成されており、4～6単位程度履修されることを想定している。

この科目的指導に当たっては次のことに留意する。

ア 内容の「(1) 老年期の生活と健康」、「(2) 高齢者の保健医療福祉の動向」、「(3) 高齢者の日常生活の障害と看護」、「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」については、それぞれの項目ごとに、その内容の基礎的な知識と技術の関連性に配慮して指導するとともに、高齢者体験の実習を行い、高齢者の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護方法を習得させる。また臨地実習の振り返りを行い、高齢者の理解につなげる。

イ 内容の「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」については、主な疾患を学び、専攻科でさらに老年看護の専門知識を積み重ねていく基礎とする。

(1) 老年期の生活と健康

- ア 老年期の理解
- イ 身体的・精神的・社会的機能の変化
- ウ 日常生活の特徴
- エ 健康状態の多様性とその課題

ここでは、ライフサイクルにおける老年期の位置付けとそれぞれの時期における身体的・精神的・社会的側面、生活の特徴、健康問題について理解させる。また、人間には個別性が大きいことを理解させ、高齢者を統合的にとらえる視点を養う。

(2) 高齢者の保健医療福祉の動向

- ア 高齢者を取り巻く社会
- イ 高齢者の保健医療福祉施策の概要

ここでは、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について理解を深め、高齢者のニーズに応える看護を行うための知識と技術を習得させる。また、多様な社会保障制度や福祉制度を活用し、他職種との連携の重要性を理解させる。指導に当たっては、「生活と看護」の内容「(3) 社会保障制度と福祉」及び「在宅看護」との関連に配慮する。

(3) 高齢者の日常生活の障害と看護

- ア 生活に視点をおいた看護
- イ 高齢者のフィジカルアセスメント

ここでは、老年期の生活と健康における内容を基に高齢者の日常生活の障害の中で多くみられる食事・排泄・コミュニケーション・精神などの障害、転倒予防などについて学習させ、それらの障害のある高齢者に対する援助方法を理解させる。

(4) 高齢者の代表的な障害と看護

- ア 視覚・聴覚障害と看護
- イ コミュニケーション障害と看護
- ウ 排泄障害と看護
- エ 日常生活動作の障害と看護
- オ 認知症・精神障害と看護
- カ 骨粗鬆症と看護

ここでは、視覚・聴覚障害、コミュニケーション障害、排泄障害、日常生活動作の障害、認知症・精神障害、骨粗鬆症などの高齢者に特有な徵候や疾患を取り上げ、病態や症状の把握の仕方及び看護方法について理解させる。

7 「精神看護」

精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護の実際を理解させ、精神看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、精神の健康の保持増進と精神保健医療福祉、精神に障害のある人及び疾患について、精神医療の歴史や精神保健医療福祉の変遷を通して理解させ、精神に障害のある人の人権を尊重する態度や精神看護に対する望ましい倫理観をはぐくみ、精神看護を行うために必要な基礎的能力と態度を育てることにある。

この科目の内容は、(1) 精神の健康と看護、(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉、(3) 精神疾患と看護の3項目から構成されており、4～6単位程度履修されることを想定している。

この科目的指導に当たっては次のことに留意する。
ア 精神の健康の保持増進及び精神障害時の看護を総合的に学習できるようにする。
イ 内容の「(3) 精神疾患と看護」については、専攻科において扱い、高等学校では扱わない。

(1) 精神の健康と看護

- ア 精神の構造と機能
- イ 精神看護の基本概念

現代社会において精神看護の対象は精神疾患をもつ人だけでなく、精神の健康不安をもつ人や精神の健康保持増進への援助を必要としている人など多様化している。ここでは、そのような中で精神の健康についての基本的な内容の理解と、精神看護の役割について理解させる。

(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉

- ア 精神医療看護の変遷
- イ 地域における精神保健医療福祉と看護
- ウ 地域における生活支援

ここでは、精神医療の歴史の中から精神に障害のある人の人権や処遇の変遷を通して、今日の精神の障害のある人の人権尊重と精神看護に対する倫理観をはぐくみ、精神看護についての理解を深めさせる。また、精神に障害のある人の社会復帰支援における看護の役割、地域精神保健福祉における生活支援について理解させる。

(3) 精神疾患と看護

- ア 主な症状と看護
- イ 検査及び治療と看護
- ウ 主な精神疾患と看護

ここでは、精神看護の基本的概念をもとに、精神疾患における症状や検査、治療などを系統的に学び、演習を通して、精神看護のアプローチの方法や看護の知識と技術を習得させる。精神に障害のある人や家族の実際を描いた視聴覚教材などを利用して理解を深める。

8 「在宅看護」

在宅看護の意義と役割及び看護の実際を理解させ、在宅での看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、在宅看護が様々な疾病・障害を有する幅広い年代の人々の生活する場における看護であることの意義と役割、及び訪問看護活動を実施する組織や方法などの看護の実際について理解させ、在宅看護に関する基本的な知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

この科目的内容は、(1) 在宅看護の意義と役割、(2) 在宅療養者と家族への支援の2項目から構成されており、4～6単位程度履修されることを想定している。

ア 社会の変化による在宅看護の必要性と看護の役割を理解させる。

イ 看護に関する各科目において習得した内容をもとに、在宅看護の特殊性や、在宅療養者とその家族に対するクオリティー・オブ・ライフを重視した在宅看護の特徴を理解させる。

ウ 内容の「(2) 在宅療養者と家族への支援」については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合されるよう工夫する。

(1) 在宅看護の意義と役割

- ア 在宅看護の必要性と対象
- イ 在宅看護の場
- ウ 訪問看護活動の形態

ここでは、在宅介護が様々な疾病・障害を有する幅広い年代の人々の生活する場における看護であり、近年拡大されている看護活動の分野であることを理解させる。また、その現状と今後の展望についても取り上げ、在宅看護の必要性と看護の役割について理解させる。

(2) 在宅療養者と家族への支援

- ア 訪問看護の準備
- イ 在宅における日常生活
- ウ 訪問看護の実際

ここでは「基礎看護」の「(2) 日常生活と看護」に

基づき、在宅療養者への日常生活援助技術を習得させる。また、寝たきり高齢者や慢性疾患患者、難病患者などの在宅療養者に対する看護の特徴を理解し、在宅療養者への特殊技術・医療ケア技術を習得させる。さらに、家族への支援の必要性を理解し、社会資源の活用について考えさせる。

9 「母性看護」

母性の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、母性の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、母性の特質と健康な生活及び疾病について理解させ、女性のライフステージ各期における看護に関する知識と技術を習得させるとともに、生命の尊厳に対する畏敬の念に根ざした望ましい母性観を育成し、母性の看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。この科目の内容は、(1) 母性の健康と看護、(2) 母性の看護、(3) 新生児の看護の3項目から構成されており、4～6単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 内容の「(2) 母性の看護」、「(3) 新生児の看護」については、それぞれの項目ごとに、その内容の基礎的な知識と技術の関連性に配慮して指導するとともに、母性看護の対象者及び新生児の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護方法を習得させる。

イ 指導に当たっては、生徒が学習内容をイメージできるよう各種メディア教材や模型等を活用するように配慮するとともに校内演習を行い、実際の場面で実践できるよう基本的技術を習得させる。また、臨地実習の場面を想定し、事例を用いて妊婦・産婦・褥婦の看護について一連の看護過程の展開ができるようとする。さらに、保健指導では専攻科と連携し、効果的な指導方法について理解させる。

ウ 内容の(2)の「ウ 周産期の異常と看護」、(3)の「イ 新生児期の異常と看護」については、専攻科において扱い、高等学校では扱わない。

(1) 母性の健康と看護

- ア 母性看護の意義
- イ 母子の保健と福祉
- ウ 人間の性と生殖

ここでは、母性看護の対象を、あらゆるライフステージにある女性ととらえ、母性看護の意義、健康を保持・増進するための看護の役割について理解させる。「イ 母子の保健と福祉」については、専攻科の「母性保健」、

「社会福祉」との連携を図りながら、母子保健や社会保障・社会福祉に関する基本的な制度や法規について理解させる。「ウ 人間の性と生殖」については、高等学校で思春期の健康と看護についての基礎的な知識を学び、専攻科の「母性保健」において思春期の健康問題と看護及び健康教育について理解を深めさせるとともに、母性看護に必要な実践的な能力を養う。

(2) 母性の看護

- ア 女性のライフステージ各期の特徴と看護
- イ 周産期における看護
- ウ 周産期の異常と看護

ここでは、女性のライフステージ各期における特徴と必要な看護について理解させる。高等学校では、周産期の各期の経過及び妊婦・産婦・褥婦の看護に関する基本的な知識と技術を習得させ、専攻科の「母性臨床看護」での事例による看護過程の展開を通して、看護を適切に行うことができる実践的な能力を養う。

(3) 新生児の看護

- ア 新生児の生理と看護
- イ 新生児期の異常と看護

ここでは、新生児の生理及び新生児期の異常と疾患について理解させる。「ア 新生児の生理と看護」は高等学校で扱い、新生児の看護に関する基本的な知識と技術を習得させる。「イ 新生児期の異常と看護」については専攻科で扱い、「小児臨床看護」と連携を図りながら、この時期の観察の重要性や看護の役割について理解させる。

10 「小児看護」

小児の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目的目標は、小児の特質と健康な生活及び疾病について理解させ、小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、小児観を育成し、あわせて成長発達過程にある小児の看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。この科目の内容は、(1) 小児の健康と看護、(2) 小児の成長・発達と看護、(3) 健康問題のある小児の看護の3項目から構成されており、4～6単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 内容の「(2) 小児の成長・発達と看護」、「(3) 健康問題のある小児と看護」については、それぞれの項目ごとに、基礎的な知識と技術の関連性に配慮し

て指導するとともに、必要に応じて実習を行い、小児の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護の方法を習得させる。

イ 指導に当たっては、生徒が発達段階に応じた援助方法についての学習内容をイメージできるよう各種メディア教材の活用を図るように配慮する。また、必要に応じて実習を行い、基礎的な技術を習得させるなど具体的に指導する。

ウ 内容の「(3) 健康問題のある小児と看護」については、高等学校では小児期の感染症・予防接種についての基礎的な知識を習得できるようにし、疾患や症状に合わせた患児の看護については専攻科で習得させる。

(1) 小児の健康と看護

- ア 小児看護の意義
- イ 小児の保健と福祉

ここでは、次の世代を担う小児の健康の意義、小児の健康を保持・増進するための看護の役割、小児の健康に影響を与える因子、小児の保健と福祉に関する法規や制度について学習させ、小児の健康を守るために必要な看護の活動について理解を深めさせる。

(2) 小児の成長・発達と看護

- ア 小児の成長・発達
- イ 小児の日常生活と看護

ここでは、小児の心身の成長・発達の過程と小児各期の特徴について理解させ、小児の成長・発達段階に応じた日常生活の世話や親の子どもに対するかかわり方や生活指導、育児に対する家族の理解と支援などに関する基礎的な知識と技術を習得させる。

(3) 健康問題のある小児の看護

- ア 健康問題のある小児と家族の看護
- イ 主な症状と看護
- ウ 急性期にある小児の看護
- エ 慢性期にある小児の看護

ここでは、健康問題が小児と家族に及ぼす影響について考えさせ、健康問題のある小児と家族の看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。

11 「看護の統合と実践」

看護に関する各科目において習得した内容を臨床で活用できるよう、知識と技術の統合を図るとともに、看護の専門職として必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、看護に関する各科目において習得した内容をより臨床実践に近い形で学習し、臨床に適応できるように知識と技術の統合を図り、看護の実

践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするために必要な能力と態度を育てることにある。この科目的内容は、(1) 看護活動と組織、(2) 医療安全、(3) 災害看護、(4) 統合実践の4項目から構成されており、これに「看護研究」、「看護方法」を加え、6～8単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。

ア 臨床に適応できるように、臨床の実際に近い状況を想定した実習を取り入れる。

イ 内容の「(2) 医療安全」については、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を習得し、具体的な事例を通して、安全の確保に関する看護師の役割、責任及び倫理について理解させる。内容の「(3) 災害看護」については、災害直後から支援できる看護の基礎的な知識や心的外傷後ストレス障害などの心のケアについて理解させる。内容の「(4) 統合実践」については、看護援助を必要とする患者の設定を臨床に即して行い、その看護過程の展開と実践を理解させる。

ウ 「(2) 医療安全」については、「基礎看護」における看護技術や、「人体と看護」の「(3) 感染と免疫」、「疾病と看護」の「(2) 薬物と薬理」など医療事故につながる内容との連携を図る。

(1) 看護活動と組織

- ア 保健医療福祉に携わる人々
- イ 関係職種との連携
- ウ 医療施設における看護組織
- エ 国際協力

ここでは、現在の医療は多くの職種がチームを組んで医療に当たっているため、チーム医療及び他職種との連携、協働の中で看護師の果たす役割やメンバーシップ及びリーダーシップについて理解を深めさせる。

また、看護を展開する上で看護組織におけるマネジメントができる基礎的な能力を養い、看護業務を行う一員としての役割や責任について理解させるとともに、国際化に対応した広い視野を持ち、看護師として諸外国との協力の在り方についても考えさせる。この科目的指導に当たっては、看護管理や他職種との連携、国際協力における現状を踏まえた上で、看護の在り方を考え理解できるよう、各種メディア教材の活用や外部講師の講義などを取り入れるなどイメージ化を図るよう工夫する。

(2) 医療安全

- ア 医療事故発生のメカニズム
- イ 医療事故防止の考え方
- ウ 医療安全への取組み
- エ 医療従事者の法的責任

ここでは、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を扱う。また、具体的な事例を通して、安全の確保に関する看護師の役割や責任などについて理解させ、看護者としての倫理観を養う。現場での豊かな実践経験を有する看護師などの外部講師の活用等の工夫をする。

この科目の指導に当たっては、臨床の場を想定した医療事故のシミュレーションやグループワークを通して、人間の行動特性の理解を深め、ヒューマンエラーについての意識を持たせる。

(3) 災害看護

- ア 災害看護の意義
- イ 災害各期の対応と看護
- ウ 災害看護における心のケア

ここでは、災害発生時における看護師の役割や、災害が起きた直後から支援できる看護の基礎的な知識、復興に向けての看護の役割など、災害各期における看護について理解させる。また、災害が原因となった被災者や援助者の心のケアについての基礎的な知識と援助について支援できる能力と態度を育てる。災害看護の経験を有する外部講師などの活用等の工夫をする。

この科目の指導に当たっては、トリアージや災害時の看護活動に伴う援助技術等、災害に備えた演習を取り入れる。また、各種メディア教材の活用や外部講師の講義などを取り入れるなどイメージがつくれるよう工夫する。

(4) 統合実践

- ア 看護計画の立案と評価
- イ 実践への展開

ここでは、看護に関する各科目において習得した内容をもとに、チーム医療、他職種との連携、医療安全継続看護などを含めたより実践に近い状況を設定し、看護計画の立案、実践、評価を行うなかで、知識と技術を統合した看護過程の展開ができるようにする。

臨床を想定し援助を必要とする患者を設定し、講義や実習で学んだ知識・技術を統合し、患者をアセスメントしながら援助を選択し、実際に援助を実施する等の演習を行う。また、臨地実習終了後の演習では、臨地実習での学びを統合、発展させるものとする。

(5) 看護研究

ここでは、看護に関する事例を通して課題意識をもち、事例や実験、調査研究を通して看護の知識・技術

を深め、研究結果を発表することにより論理的な能力を高める。

(6) 看護方法

ここでは、専門基礎・専門分野の知識を確認し、各領域の知識の統合を図る。

12 「看護臨地実習」

看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して、看護観をはぐくみ、問題解決の能力を養うとともに、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解し、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場において活用し実践する体験的な学習を通して統合することにより、看護に関する基礎的・基本的な知識・技術の定着を図ることである。また、安全で確実な看護を提供するためには、看護者としての自覚と責任をもった行動が重要であることを体験を通して理解させ、望ましい看護観をはぐくむとともに、患者が有する諸問題に対して看護援助の一連の過程を経験することにより、問題解決の能力を養うとともに、保健医療福祉にかかる職種との連携・協働を通してチーム医療における看護師の役割を理解させ、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目の内容は、(1) 基礎看護臨地実習、(2) 領域別看護臨地実習、(3) 統合実践看護臨地実習の3項目から構成されており、26~28単位程度履修されることを想定している。

この科目の指導に当たっては次のことに留意する。
ア 指導に当たっては、生徒が主体的に設定した看護に関する課題について、問題解決的な学習をさせようすること。

イ 指導に当たっては、臨床の場における学習の効果を高めるために、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、医療事故などの防止及び個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

ウ 内容の「(1) 基礎看護臨地実習」の「オ 看護の展開」、「(2) 領域別看護臨地実習」、「(3) 統合実践看護臨地実習」については、専攻科において扱い、高等学校では扱わない。

(1) 基礎看護臨地実習

- ア 医療施設の機能と看護の役割
- イ 患者の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

ここでは、看護実践の基礎として必要な医療施設等の機能と看護の役割、患者の総合的な把握及びコミュニケーション、患者の状態に応じた日常生活の援助方法について、体験を通して学習させ、適切な看護を行うための能力と態度を育てる。

この実習は高等学校で扱い、例えば、次のような実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを学年進行で行い、他の科目と関連せながら看護に必要な能力と態度を育てる。

実習Ⅰでは、患者を理解し、看護の役割を学ぶため医療福祉施設などで見学実習を行う。指導に当たっては、医療福祉の場における体験を通して、生徒自身が感じたこと、気付いたこと、考えたことなどを基に、学習への動機付けとなるよう配慮する。

実習Ⅱでは、医療施設の機能や医療福祉における看護の役割を学び、患者に対する理解を深め、既習した看護技術や援助方法を患者の日常生活の場において行う。

実習Ⅲでは、既習した看護技術・援助方法を患者の日常生活の場で行うとともに、コミュニケーションにより患者の理解を深め、患者のニーズに応じた援助計画を立案して実習を行う。

(2) 領域別看護臨地実習

- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

ここでは、各領域において各科目で履修した専門性を踏まえた上で、疾患や治療の特殊性や、それぞれの対象者の発達段階や特徴を考慮した看護の展開について、体験を通して学習させ、適切な看護を行うための能力と態度を育てる。

なお、多職種によるチーム医療のかかわりを理解し、看護師の役割を学び、保健医療福祉関係職種との連携・協働を通じて看護の実践能力を養えるよう、多様な施設で実習することが望ましい。

ア 成人看護臨地実習

高等学校では、成人の加齢に伴う身体的変化と精神的・社会的発達、生活の特徴、健康上の問題を理解させ、一連の看護過程を踏まえて対象者のニーズに合わ

せた看護を実践する能力を養う。専攻科では、高等学校での学習を基礎に、さらに対象の健康レベルの特徴を踏まえた上で、健康回復の経過に応じた援助について看護過程を活用して実践させる。

イ 老年看護臨地実習

高等学校では、高齢者の加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴について理解を深め、高齢者に対する援助を通して、老年期における看護を理解させる。実習は、医療施設のほか、介護老人福祉施設などで行う。

専攻科では、高等学校での学習を基礎に、加齢による諸機能の変化と老年期に多く見られる疾病や傷害を踏まえ、健康回復の経過に応じた適切な看護過程を計画して実践させる。

ウ 小児看護臨地実習

看護過程の実践では、小児臨床看護の学習内容を踏まえ、小児の特徴を学ぶとともに看護過程を展開し、実践する。さらに個別性を反映させた看護計画を立案し、小児の状況を判断して安全・安楽な技術を提供できるように指導する。

エ 母性看護臨地実習

妊娠、分娩、産褥の経過を理解し看護が実践できるための能力と態度を育てる。妊婦・産婦・褥婦及び新生児を受け持ち、経日の変化を理解し一連の看護過程を実践できるよう配慮する。褥婦の保健指導や基本的な技術援助を通し、看護実践能力を養うとともに、母児及び家族関係を通して生命誕生の神秘や母親の喜び、幸福感を共有できるようにする。

オ 精神看護臨地実習

精神医療における看護の役割・機能及び精神に障害のある人と、その家族の心理を理解させ、精神の健康者のセルフケア能力をアセスメントし、必要な援助を行う。デイケア実習を通して社会資源の活用について理解を深める。また、プロセスレコードやカンファレンスを通して洞察力を養う。

(3) 統合実践看護臨地実習

- ア 在宅看護臨地実習
- イ 看護の統合と実践

ここでは、「基礎看護」をはじめとして、各専門分野で学習した内容を臨床で活用し、知識・技術を統合させることができ、また、チーム医療、他職種との協働の中で看護師の役割を理解するとともに、チーム医療におけるメンバーシップ及びリーダーシップを理解し、看護をマネジメントできる基礎的な能力と臨床実践で必要な基礎的な知識と技術を習得させる。

ア 在宅看護臨地実習

訪問看護ステーションを中心として、介護施設や保健所・保健センター等における実習を通して、地域に

おける看護活動を理解させる。また、在宅における療養者の状況を理解し、看護師の役割を学び、他職種との連携・協働を通して看護の実践能力を養う。

イ 看護の統合と実践

基礎看護臨地実習や領域別看護臨地実習での実践を踏まえ、患者が必要としている援助について、安全管理や他職種との連携などを考慮して看護展開できる能力や態度を育成する。複数の患者を受け持ち、看護援助の優先順位や時間管理の必要性、チームメンバーとしての役割を理解させる。また、看護管理の見学や体験など、実務に即した臨床実践における看護を統合的に実習させる。

13 「看護情報活用」

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

この科目的目標は、社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報及び情報の活用に関する基礎的な知識と技術を習得させることにある。また、看護の分野において情報機器や情報通信ネットワークなど、情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

この科目的内容は、(1) 情報機器と情報の活用、(2) 情報モラルとセキュリティ、(3) 看護と情報機器の活用の3項目から構成されており、2~4単位程度履修されることを想定している。

この科目的指導に当たっては次のことに留意する。
ア 医療、看護に関する情報を主体的に活用できるよう、医療、看護のテーマやデータなどを用いた実習を行うこと。また、「基礎看護」や「成人看護」及び「統計学」と関連付けて理解させる。

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用
- イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

ここでは、日常生活において数多くある情報の活用に関する事例を取り上げ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、情報を適切に収集・処理・発信するための基礎的な知識と技能を習得するとともに、情報を主体的に活用しようとする態度を育てる。また、情報通信ネットワークの社会の特徴やルール、マナーを理解させるとともに、ネットワークを活用した情報の収集など体験的に学習させる。さらに、看護の分野でコンピュータを活用する能力と態度を身に付けさせる。

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル
- イ 情報のセキュリティ管理

ここでは、情報の価値と情報を活用する者としてのモラルを理解させ、情報を扱う責任を自覚し、基本的なルールを守って情報を活用する態度を身に付けさせる。

(3) 看護と情報機器の活用

- ア 看護における情報機器活用の目的と意義
- イ 個人情報の管理
- ウ 保健医療福祉の現場における看護情報システム

ここでは、コンピュータ実習を通して、情報を加工し、分析することの重要性に気付かせ、さらに、加工するための操作技術を習得させる。また、看護における情報及び情報手段を活用する能力と態度もあわせて習得する。看護・医療活動における情報処理技術の活用及び個人情報のセキュリティの実際について、具体的な事例を通して理解させるとともに、看護の分野において情報機器を利用し、情報を活用する能力を育てる。

第3 指導計画の作成

- (1) 看護に関する学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させる。
- (2) 看護に関する学科においては、「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の履修をもって「保健」の履修の一部又は全部に代替することができる。また、「看護情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することができる。
- (3) 看護に関する学科においては、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。
- (4) 看護など専門教育を主とする学科においては、専

門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、看護に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

(5) 看護に関する学科においては、原則として看護に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当する。

(6) 総合学科における専門教科「看護」に関する科目を履修する場合には、職業観の育成、資格取得等への配慮が適切に行われるようになることが望ましい。科目的設置については、地域や学校の実態、生徒の興味・関心、進路希望等を考慮して、「人体と看護」、「基礎看護」等適切な科目を置くこととする。

第4 指導上の留意点

- (1) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにする。
- (2) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。
- (3) 臨地実習における事例の研究については、対象者の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に十分配慮する。
- (4) 臨地実習を行うに当たっては、実習施設と連携を図り、医療事故や感染予防等に対応できるよう生徒を保険に加入させ、万一の場合に備える。
- (5) 地域や医療機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。